

(表)

縦 5 5 mm、横 9 0 mm

秋田市排水設備工事責任技術者登録証

氏 名
生 年 月 日
住 所

登 録 番 号 秋 田 市 第 号
交 付 年 月 日 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

(裏)

縦 5 5 mm、横 9 0 mm

注 意 事 項

- 1 本証の更新を受けようとするときは、日本下水道協会秋田県支部が行う更新講習を受けたのち、管理者が定める日までに登録の更新手続きをしなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 本証は、常時携帯し、市職員または工事委託者の要求があるときはこれを提示しなければならない。
- 4 秋田市下水道条例（以下「条例」という。）第5条の15による登録の停止または取消しをされたときは、条例第5条の13第2項により本証を管理者に返納しなければならない。